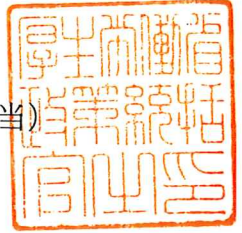


公益財団法人 マンション管理センター理事長 殿

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）



平成30年国民生活基礎調査への協力について（依頼）

時下ますます御清栄の段お慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では昭和61年から、国勢調査などと並ぶ、統計法に基づく基幹統計を作成するための重要な調査である国民生活基礎調査を毎年実施しており、本年も平成30年調査を6月7日及び7月12日の両日に実施いたします。

本調査では、世帯の人数などの把握のため調査日前の4月下旬、また実際の調査のために6月7日及び7月12日の前後1～2週間程度の間、調査員が調査対象世帯を訪問いたします。

調査員は調査の期間中、都道府県又は市区の地方公務員として任命されており、世帯を訪問する際には、任命者が発行した調査員証を必ず提示します。また、調査の内容を他に漏らすことは統計法で厳しく禁じられ、罰則も設けられています。

近年、プライバシー意識の高まりとともに、調査員の集合住宅への立入りが困難な場合も生じております。かねてより調査員には、事前に管理員等に来訪の趣旨、調査の目的、必要性等を説明し、協力を得て調査を進めるよう指導しているところですが、調査の円滑な実施には、国民の皆様のお理解はもとより、関係各方面の御協力が不可欠となります。

つきましては、別紙の内容について、貴会会員の皆様への御周知方、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、参考までに、調査の概要、管理組合への協力依頼に使用する書類を添付いたしますので、貴会会員の皆様への周知等に御活用ください。

今後とも、国民生活基礎調査に御協力いただきますようお願い申し上げます。

問合せ先

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付

参事官付世帯統計室 国民生活基礎統計第一係

Tel : 03 (5253) 1111 (内線 : 7587)

平成30年国民生活基礎調査の実施に当たり、
御協力・御支援いただきたい事項

- 集合住宅内の掲示板やエレベーターにポスターを掲示させていただくこと
集合住宅の居住者の方から、国民生活基礎調査の趣旨とその実施への御理解を得るため、掲示板やエレベーターに広報用ポスターを掲示することについて、御協力をお願いします。
 - オートロックマンションにおける調査員の円滑な調査活動に御協力いただくこと
オートロックマンションでは、調査員は、共用玄関のインターホン等で連絡を取った上で、マンション内の各住戸を訪問しております。また、マンション内の世帯を続けて訪問する場合は、一定程度の世帯に対して、あらかじめまとめてインターホンで御連絡させていただく場合もございます。調査期間中の調査員の立ち入りについて、御理解と御協力をお願いします。
 - 必要に応じて空き室状況をご提供いただくこと
調査員は、集合住宅内の各住戸を訪問し、調査票を直接配布しますので、世帯の方と面接できず、各住戸の居住の有無が判明しない場合は、居住者のいない住戸（空き室）であっても、何回か訪問することとなります。
オーナー様、管理員の方や居住者の皆様に不審感のないよう、あらかじめ、又は調査実施段階で、調査員が空き室状況の提供について、オーナー様や管理員の方に依頼させていただいた際には、御協力いただけるようお願いいたします。
- ※ これは統計法第30条に基づく協力依頼であり、個人情報保護法第23条第1項第1号に定める「法令に基づく場合」に当たり、本人の同意なしの情報提供が認められています。
- ※ 調査で知り得た内容は、統計法により厳重に保護され、調査関係者が他に漏らすことは絶対にありません。

【ご参考】

平成30年国民生活基礎調査の実施に関するホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp160202-01.html>

平成30年国民生活基礎調査の概要

1 調査の目的

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票については、平成27年国勢調査区から層化無作為抽出した1,106地区内のすべての世帯（約5万5千世帯）及び世帯員（約13万8千人）を調査客体とする。

所得票については、前記の1,106地区に設定された単位区から無作為抽出した500単位区内のすべての世帯（約1万3千世帯）及び世帯員（約3万1千人）を客体とする。

（注：「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。）

3 調査の時期

世帯票 …… 平成30年6月7日（木）

所得票 …… 平成30年7月12日（木）

（注：所得については、平成29年1月1日から12月31日までの1年間の所得を調査する。）

4 調査事項

世帯票 …… 世帯員数、単独世帯の状況、5月中の家計支出額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、教育、公的年金・恩給の受給状況、就業状況、公的年金の加入状況等

所得票 …… 所得の種類別金額、所得税等の額、社会保険料額、生活意識の状況等

5 調査の方法

(1) 準備調査については、調査員が平成27年国勢調査区要図に基づいて、受持ち調査地区を巡回し、調査地区要図及び調査世帯名簿を作成する。

(2) 世帯票及び所得票は、あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日、調査員が回収する。ただし、所得票については、やむを得ない場合のみ密封方式とする。

6 調査の系統

(1) 世帯票

厚生労働省 ——— 都道府県 ——— 保健所 ——— 指導員 ——— 調査員 ——— 世帯

┌───────────┐

保健所設置市

└───────────┘

特 別 区

(2) 所得票

厚生労働省 ——— 都道府県 ——— 福祉事務所 ——— 指導員 ——— 調査員 ——— 世帯

┌───────────┐

市・特別区及び福祉

事務所を設置する町村

7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）が行う。

調査結果は「平成30年国民生活基礎調査の概況」及び「平成30年国民生活基礎調査（報告書）」として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページに掲載する。

厚生労働省ホームページ(URL) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>

マンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆さまへ



政府統計

平成30年国民生活基礎調査の実施について

このたび、皆さまが管理居住されている建物にお住まいの世帯に、「平成30年国民生活基礎調査」を実施することになりました。

4月の中旬頃から、調査員が建物を管理されている皆さまにご挨拶にお伺いし、お住まいの各世帯を訪問させていただきますので、建物内への立入り等にご配慮くださいますようお願いいたします。

調査員は、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された地方公務員であり、任命者が発行した調査員証を携帯しています。

この調査は「統計法」に基づいて実施する国の重要な調査です。

この調査は、国勢調査などと同様に、「統計法」に基づく基幹統計調査として指定されている、わが国の最も重要な調査の一つです。厚生労働省が都道府県・市区町村・保健所・福祉事務所を通じて、昭和61年から毎年実施しており、今年は全国で約5万5千世帯が調査の対象となっています。

調査を円滑に行うため、統計法（平成19年法律第53号）第30条（協力の要請）に基づいて、地方公務員である調査員の建物内への立入り等についてマンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆さまにご協力をお願いします。

調査の対象となった世帯には、統計法第13条により調査への報告義務が課せられており、これを拒んだ場合には、第61条により罰則も定められています。また、調査活動は正当な公務であり、世帯への訪問を妨げた場合には、第60条により妨害行為として処罰の対象となる可能性があります。

（裏面もご参照ください）

▼ 調査に関するお問い合わせは、以下の保健所までお願いします。

お問い合わせ先

- 国民生活基礎調査に関連する「統計法」の抜粋です。ご参照ください。

統 計 法 (抄) (平成 19 年法律第 53 号)

(基幹統計調査の承認)

第 9 条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

(報告義務)

第 13 条 行政機関の長は、第 9 条第 1 項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

(協力の要請)

第 30 条 行政機関の長は、前条に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

(罰則)

第 60 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一 第 13 条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

第 61 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

一 第 13 条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

マンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆さまへ



政府統計

平成30年 国民生活基礎調査のお知らせ

厚生労働省では、「平成30年国民生活基礎調査」を都道府県・市区町村・保健所・福祉事務所を通じて実施します。調査員証を携帯した調査員が、下記の日程で建物にお住まいの世帯にお伺いしますので、ご協力をお願いします。

調査の
日程

調査員が、
直接各世帯を
訪問します。

- ① 4月20日頃～
「調査の実施について」を各世帯の郵便受けに投函し、後日訪問することをお知らせします。
- ② 4月下旬
「調査のお知らせ」を各世帯にお配りし、世帯の人数などをお尋ねします。
- ③ 6月7日の前後1～2週間程度の間
「世帯票（調査票）」を各世帯にお配りし、後日受け取りにお伺いします。
- ④ 7月12日の前後1～2週間程度の間
「所得票（調査票）」を各世帯にお配りし、後日受け取りにお伺いします。

(注) ③の「世帯票」調査を実施した世帯のうち、一部の世帯について④「所得票」の調査を実施します。

FAQ (よくあるご質問)

Q1 どのような調査ですか？

- ◆国民生活基礎調査は、世帯の構造、年金、医療保険、所得などについて把握し、厚生労働省の施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和61年以来毎年実施しており、今回は33回目に当たります。
- ◆統計法（平成19年法律第53号）に基づいて行われる基幹統計調査であり、調査対象世帯には統計法に基づき、報告義務（拒否や虚偽の報告をしてはいけないこと）が課せられています。また、調査活動は正当な公務であり、世帯への訪問を妨げた場合には、妨害行為として処罰の対象となる可能性があります。
- ◆平成27年の国勢調査区から1,106地区（約5万5千世帯）を抽出して、地区内の全世帯について「世帯票」を調査します。（6月7日調査日）
また、この1,106地区を約2,000単位区に分割し、そのうちの500単位区（約1万3千世帯）を抽出して、単位区内の全世帯について「所得票」を調査します。（7月12日調査日）

Q2 調査員はどのような人ですか？

- ◆お伺いした調査員は、この調査の期間中、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された地方公務員として調査に当たっており、調査の内容を他に漏らすことは統計法により厳しく禁じられています。

Q3 管理員はどのような協力をすればいいですか？

- ◆マンション・アパート等の厳重なセキュリティ等により、調査員が建物内に入ることが困難で、調査を円滑に行えない場合も想定されます。調査員が建物にお住まいの世帯にお伺いできるよう、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先 ▶▶▶

調査に関するお問い合わせは、以下の保健所までお願いします。